

論文の内容の要旨

氏名：山 川 樹

博士の専攻分野の名称：博士 (心理学)

論文題目：社会的苦境における弁解に関する心理学的検討

第1章 問題と目的

まず、本論文では先行研究の考察 (安藤, 2001; 栗林, 1995; Schlenker & Weigold, 1992) に基づき、自己呈示を (1) 目的志向的に行われ、そのため (2) 他者からの評価に関心が強い。そして (3) 呈示される情報は自己に関するものに限り、(4) 呈示される対象は他者に限定された、他者が形成する自己に対する印象を統制しようとする過程と定義する。

Tedeschi & Norman (1985) は、種々の自己呈示を「戦術的—戦略的」と「防衛的—主張的」という2次元の組み合わせで表現される2×2の行列によって分類した。本論文が検討の対象とする弁解は、防衛的自己呈示戦術に分類される。防衛的自己呈示戦術とは、他者によってその人に責任があると判断される可能性のある場面 (i.e., 社会的苦境; Schlenker, 1980) を予期、あるいは経験した人が、自分の印象をそれ以上傷つけないようにしたり、少しでも良い方向に変えようとしたりするために一時的に行う行動である。そして弁解は、否定的な結果の原因帰属を自己の中核的な部分から逸らせようと動機づけられた過程と定義される (Snyder & Higgins, 1988)。

社会心理学的に弁解について検討した先行研究には、主に3つの問題点があった。第1に、弁解効果の測定方法に不備があった。第2に弁解の効果の程度を左右する、弁解の評価分類次元として、原因帰属しか検討されていなかった。第3に、弁解内容の代表的なカテゴリである「病気」は、暗に身体疾患しか想定されておらず、精神疾患を弁解の対象としていなかった。そこで本論文では、先行研究がはらんでいた問題点を克服し、利点を統合した研究法 (Table 1) を提案し、その研究法によって弁解の基礎的な研究を実施することを大目的として掲げた。

そのうえで、本論文が検討する具体的な目的は大きく3つあった。(1) 弁解内容による弁解効果の違いを検討すること、(2) 原因帰属以外の観点から弁解の効果の程度を左右する弁解内容の評価、分類次元を検討すること、そしてこの2つの目的を並行して検討する中で、(3) 弁解内容に精神疾患名を告げる影響を検討することである。なお、3つ目の目的について本論文では、精神疾患として「うつ病」に焦点をあてる。そして「自分はうつ病かもしれない」と弁解として発言することを「うつ病暗示」と命名し、目的(1)と目的(2)を並行して検討する中で、「うつ病暗示」の弁解効果も合わせて検討を行った。

Table 1
本論文が提案する統合的弁解研究法の要点と対応する先行研究の利点と欠点

統合的弁解研究法の要点	先行研究の利点と欠点	
	利点	欠点
1 厳密に弁解を定義する	—	弁解の定義に拒否/否認や謝罪を含んでいた
2 弁解者が元々負う責任を統制する	弁解内容のもたらす影響と責任判断に起因する影響を分けて検討できる	—
3 基本的には帰属理論に基づく	弁解内容そのものの影響を検討できる	—
4 弁解効果の指標として認知的側面と行動的側面を用いる	—	弁解効果の指標が少なかった

第2章 「うつ病暗示」を弁解内容に加える前提の確認

第2章では、「うつ病暗示」を弁解内容の1つに加えることが妥当か検討するために、2つの研究を実施した。近年、うつ病に関する啓発活動が行われた結果、人々がうつ病に対する理解を深めたと考えられている。また、弁解が機能するには、被弁解者が弁解内容に対して不安を抱いている必要があることが先行研究によって示唆されている。そこで研究1では、うつ病に関する情報や知識が、うつ病への不安に影響するか検討した。その結果、うつ病に関する否定的な情報に接することがうつ病への不安を強めていた。また、うつ病に関する知識を有することとうつ病への不安の間には正の相関関係があった。

研究2では自らが招いた望ましくない結果に対する責任を弱めるために、失敗の原因を自己の精神的な事柄に帰属するか検討することを目的とした。具体的には、参加者に失敗を経験させた後で、その失敗には自身の性格傾向の違いが弁解になるという弁解手がかり情報を提示した。そして、実際に参加者が手がかりとして与えられた情報に沿うような弁解を行うか検討した。その結果、精神面に関する事柄が失敗に対する責任を弱める理由になる (i.e., 弁解になる) という情報があると、人は実際に失敗の理由を精神的な事柄へ帰属した。

研究1と研究2の結果は、条件を整えばうつ病は否定的な結果に対する責任を弱めるための帰属先 (i.e., 弁解内容) になりうることを示していた。したがって、「うつ病暗示」を弁解内容の1つに加えることが妥当であると考えられた。

第3章 弁解効果の検討

第3章では、3つの研究によって目的1について検討した。すなわち、「うつ病暗示」を弁解内容として加えたうえで、本論文の提案する研究法によって弁解内容による弁解効果の違いを検討した。まず研究3では場面想定法を使った質問紙実験により、複数の弁解内容のもつ効果の違いを比較検討した。具体的には、弁解内容として「体調不良」、「仕事上の要請」、「不注意」、「うつ病暗示」そして「何も弁解をしないこと (統制条件)」の比較を行った。その結果、「体調不良」は最も効果的な弁解内容であり、「仕事上の要請」と「うつ病暗示」は中程度に効果的な弁解内容であった。そして「不注意」は相対的に効果のない弁解内容であり、何も弁解しない条件との間に弁解効果の点では大きな違いがなかった。この結果に加え、弁解効果を認知的側面と行動的側面に分けて検討した結果、行動的側面の方が認知的側面よりも弁解内容の違いを反映しやすいことが示された。

研究4では、複数の弁解内容のもつ効果の違いを実験室実験によって検討した。具体的には実験室において、実験協力者が失敗をして参加者に対して弁解をする1週間前に、実験協力者と被弁解者が協同作業をする状況を作り出した。そして、弁解者と被弁解者が初対面ではない状況において複数の弁解内容がもたらす効果の違いを検討した。その結果、面識のある相手の失敗に対しては、弁解内容に関わらず寛大な行動的反応がとられていた。また、実際の対人場面の場合、質問紙実験とは異なり、何も弁解をされなかった参加者は独自に相手が失敗した妥当な理由を推測していた。その結果、実験室実験では、何も弁解をしないことがかえって弁解者の印象の悪化を抑制していた。

研究5では、構造方程式モデリングを用いて弁解効果もたらされる過程を、認知 (帰属) —感情—行動モデル (Weiner, 1995) に基づき検討した。また補足的に、研究3で示された結果が、社会的苦境となる場面が異なっても再現されるかも検討した。その結果、弁解効果もたらされる過程は、認知 (帰属) —感情—行動モデル (Weiner, 1995) によって概ね説明可能であるが、被弁解者が弁解者に対して抱く印象を説明するには、原因帰属以外の要因も関与していることが示された。また、社会的苦境が変わっても、弁解内容による弁解効果の違いの傾向は同様であることが示された。

第4章 弁解の評価、分類次元に関する検討

第4章では、3つの研究によって原因帰属以外の弁解の評価、分類次元について検討した。まず研究6では、以降の研究で使用する代表的な弁解を選定するために、自由記述によって収集した弁解内容をKJ法によって整理した。その結果、170個の弁解内容は12の小カテゴリに縮約された。また、これらのカテゴリ間の類似性に基づいて平面配置を行い、各カテゴリの位置関係を検討した過程で、その弁解内容が失敗者に内在するか外在するかという原因の所在の軸と、その弁解内容が失敗者によって統制できたものであ

るか否かという統制可能性の軸の2つの軸が見出された。

研究7では、研究6で見出された12のカテゴリを元に、一般的に用いられうる弁解を考案し、うつ病暗示を含めたうえで、各弁解内容の評価のされ方を検討した。この際、先行研究の知見に基づき、原因帰属とは異なる弁解の評価、分類次元として、「予測不能性」と「深刻性」の2つの要因の有効性を検討した。その結果、まず帰属理論に基づいた弁解の評価は、「弁解者の非関与性」という概念に集約可能であることが示唆された。加えて、弁解の「追及しづらさ」という評価次元が、原因帰属とは独立した弁解の評価次元であることが示唆された。ただし「追及しづらさ」は、予想外の結果であったため、この解釈が妥当であるか、更に研究する必要がある。

そこで研究8では、「追及しづらさ」を「相手に遠慮して責任を問いただすことに抵抗を感じる」と定義し直接的に測定することで、研究7の考察の妥当性を確認した。その結果、「追及しづらさ」は原因帰属とは独立した弁解の分類次元として有用であることが示された。

第5章 総合考察

第5章では、本論文が実施した一連の研究によって明らかになったことを記し、それに対する総合的な考察した。本論文が提案した新たな弁解研究法を用いたことで、弁解内容の違いに起因する弁解効果の違いは、認知的側面よりも行動的側面の方が顕著に表れることが示された。このような結果は、弁解内容の評価が直接、効果に反映されるのではなく、合理的行為理論 (Fishbein & Ajzen, 1975) が説明するように、被弁解者に内在化された道徳観などが参照されたうえで、行動的反応が決定されていることを示唆している。弁解の評価分類次元については、以下の2点が明らかとなった。まず、原因帰属は「弁解者の非関与性」として1軸に縮約可能である。次に、弁解の「追及しづらさ」は原因帰属以外の弁解の評価次元として有用である。最後に、本研究は「うつ病暗示」の弁解効果を検討したことで、身体疾患だけでなく、精神疾患も妥当な弁解として機能することを示した。